

よくある質問 (Q&A)

No.	業種	業種	質問事項	回答
1	共通	所在地区分について	本社が沖縄県外にあり、豊見城市内に支店又は営業所がある場合、所在区分は何になりますか。	営業所となります。 所在区分については以下のとおりです。 ・本社：豊見城市内に本社を有する事業者 ・営業所：本社は豊見城市外又は沖縄県外にあるが、豊見城市内に支店又は営業所を置いている事業者 ・市外：沖縄県内（豊見城市以外）に本社を有する事業者 ・県外（営）：本社は沖縄県外にあるが、沖縄県内（豊見城市以外）に支店又は営業所を置いている事業者 ・県外：本社が沖縄県外であり、沖縄県内に支店又は営業所を置いている事業者（※物品、建物管理については受付不可）
2	共通	電子申請（Logoフォーム申請）について	電子申請を受付期間前に申請してしまった。	受付期間内での再申請をお願いいたします。受付期間前の申請は無効といたします。
3	共通	登録番号	登録番号の確認方法について	入札参加資格者名簿から確認してください。 「Ctrl + F」で会社名等を検索していただくことが可能です。
4	共通	競争入札参加資格審査申請	審査願について、提出は1部でよろしいでしょうか。	郵送にて提出する審査願等の書類は1部となりますが、受付後に不備書類・記入漏れ等があった場合、都市計画課の受付担当から連絡をしますので、申請内容を確認できるような控えを保管してください。 ※受付印が必要な方は様式第3号「指名希望業種調書・受付書」の写し及び返信用封筒を申請時に同封してください。
5	共通	競争入札参加資格審査申請	本社所在地及び代表者住所の記載について、省略してもよいですか。	どちらも登記簿通りご記載をお願いします。 例：○ 豊見城市宜保一丁目1番地1（登記簿通り） × 豊見城市1-1-1（省略しない） ※工事の受付に限り、登記簿上の所在地と建設業許可を受けている主たる営業所の所在地が異なる場合、どちらで申請していただいても構いません。
6	共通	競争入札参加資格審査申請	商号の記載はどのように書きますか。	紙申請は、省略せず、全角で記載してください。 データ申請は、法人形態を省略し、全角で記載してください。 例：○ 株式会社→（株） × 合資会社→（資）
7	共通	押印	委任状は実印・使用印の捺印は必要ですか。	委任状は委任者の印鑑（実印）、受任者の印鑑（使用印鑑届と同一の印）の押印が必要です。※委任期間、委任日は必ず記入してください。
8	共通	提出書類	提出する必要の無い番号は、飛ばしてもいいですか。	提出する必要のない番号は飛ばして作成してください。
9	共通	事業所所在地位置図（様式第9号）及び事業所写真	県外業者で豊見城市内に営業所がありますが、事業所所在地位置図（様式第9号）及び事業所写真の提出は必要でしょうか。	必要となります。 所在区分の「本社」、「営業所」は提出が必要となります。
10	共通	事業所写真	本店等の写真の注意事項はありますか。	写真の注意事項は以下のとおりとなります。 ・カラープリントした写真であること。 ・外観（看板）と室内が分かるよう鮮明に写っているもの。（看板が確認しにくい場合は看板部分を拡大して写してください。）
11	共通	実績	工事、業務等実績がなくても希望業種として申請できますか。	申請要件に実績を条件としていないため、実績がなくても申請可能です。
12	共通	登記簿謄本	登記簿謄本の種類について。	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のどちらかで提出してください。
13	共通	国税納税証明書	法人税・消費税納税証明書は、どれを提出するのですか。	法人は「その3の3」、個人は「その3の2」の証明書となります。

14	共通	合格通知	合格通知は発行されますか。	合格通知は発行されません。 3月末頃に市ホームページにおいて資格者名簿を公表いたしますので、そちらで確認ください。しかし、資格審査において不合格となった事業者におかれましては、その旨通知いたします。
15	共通	その他	営業実績1年以上とは。	入札参加資格審査の本来の目的が申請者の経営状況の確認も含まれることから、最低1度は確定申告を行った実績があり（当然納税も完納）、かつ税務署に提出する事業開始届の事業開始日から1年を超えているという2つを満たしていることが必要です。
16	共通	県税の納税証明書	直前1期分とあるが、直前2期分でも問題ないでしょうか。	直前1期分が含まれていたら問題ありません。
17	共通	申請書類の受付証明	複数業種や複数業者の登録申請をするが、返信用封筒は申請件数分必要でしょうか。	複数業種や複数業者の登録申請する場合は、返信用封筒を申請件数分同封することを推奨いたします。返信用封筒をまとめて送付でも構わない場合は、全申請分の確認が完了次第の送付となりますので、想定より遅れる可能性があることをご了承ください。
18	共通	不足・不備書類の送付について	不足・不備書類の送付をどのようにしたらよいでしょうか。	押印が必要となる書類については再度郵送をお願いします。 複写書類の場合は、FAXやメールでの送付で構いません。 FAX番号：098-850-6323 メールアドレス： kensa-g@city.tomigusuku.lg.jp
19	工事・コンサル	有効期限	有効期限が切れるものの取り扱いについてはどのようになりますか。（建設業許可、経審、建設コンサルタント登録）	経審、建設業許可→更新のため変更届の提出が必要となります。期限切れは指名から外れることとなります。 建設コンサルタント登録→入札参加資格審査時点で登録されておりましたら、更新の変更届は不要となります。ただし、登録の追加や削除があった場合は変更届の提出が必要となります。
20	工事	工事経歴書	工事経歴書は希望する業種のみ提出でよろしいでしょうか。	希望業種のみ提出で構いません。実績がないが登録を希望する業種については、添付不要又は実績なしを記入して提出してください。
21	工事	格付けについて	格付けの種類について	土木ランクのみ格付けしております。 経審の評定値をもとに業者数や土木工事発注予定件数でAからDランクに格付けしております。
22	コンサル	技術者	技術職員有資格者名簿は、いつ現在のデータを提出するのですか。	申請日時点の名簿を提出してください。
23	物品	取引実績調書	40万円以上の実績が無い場合提出の必要はありますでしょうか。	「40万円以上の実績なし」と記載し提出してください。添付が無い場合、実績なしという認識で処理いたします。